

議 庁

日時： 5月21日（木）AM8：30 <庁議室>

【市長挨撈】

【協議事項】

- | | | |
|----|--|----------|
| 1 | 太田市市税条例及び太田市都市計画税条例の一部改正について | 総務部長 |
| 2 | 太田市公民館条例の一部改正について | 市民生活部長 |
| 3 | 太田市運動公園陸上競技場建設工事請負契約の変更について | 文化スポーツ部長 |
| 4 | 太田市放課後児童クラブ条例の一部改正について | 福祉こども部長 |
| 5 | 太田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 福祉こども部長 |
| 6 | 太田市立幼稚園設置条例の一部改正について | 福祉こども部長 |
| 7 | 太田市国民健康保険条例の一部改正について | 健康医療部長 |
| 8 | 太田市国民健康保険税条例の一部改正について | 健康医療部長 |
| 9 | 太田市介護保険条例の一部改正について | 健康医療部長 |
| 10 | 損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について | 産業環境部長 |
| 11 | 太田市公園条例の一部改正について | 行政事業部長 |
| 12 | 損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について | 行政事業部長 |
| 13 | 財産の取得について | 教育部長 |
| 14 | 財産の無償譲渡について | 教育部長 |
| 15 | 太田市いじめ問題専門委員会条例の一部改正について | 教育部長 |
| 16 | 太田市事務分掌条例の一部改正について | 企画部長 |

【連絡事項】

- | | | |
|----|--|---------|
| 1 | 広報おおた発行回数の縮減（月2回）について | 企画部長 |
| 2 | 令和元年度相談業務等の実績報告について | 市民生活部長 |
| 3 | 令和元年度太田市消費生活センター相談実績報告について | 市民生活部長 |
| 4 | 令和元年度ふるさと納税の受領状況について | 市民生活部長 |
| 5 | 第二期 太田市子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画の策定について | 福祉こども部長 |
| 6 | 令和元年度「社会福祉法人に対する一般監査」及び「介護サービス事業者に対する実地指導」の実施結果の概要について | 福祉こども部長 |
| 7 | 太田市都市計画道路（幹線街路）の見直し案の公表について | 都市政策部長 |
| 8 | 太田市景観審議会委員（市民）の公募について | 都市政策部長 |
| 9 | 令和元年度太田市空家等除却補助事業完了の報告について | 都市政策部長 |
| 10 | 令和元年度太田市住宅リフォーム支援事業完了の報告について | 都市政策部長 |
| 11 | おおた渡良瀬産業団地の随時分譲予約契約状況等について | 行政事業部長 |
| 12 | 令和2年度太田市教育行政方針について | 教育部長 |

【その他】

- 1 国から配布される布マスクの寄付のお願いについて 健康医療部長

◆ 次回庁議予定 ◆ 6月11日(木) PM1:30~<庁議室> 案件名報告: 6月 1日(月)PM5:00
資料提出: 6月 4日(木)PM5:00

- 内 容 【 1. 協議事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期 【 2. 委員会後 】

総務部長 氏名 高島 賢二 内線 (TEL) 2300

【表題】

太田市市税条例及び太田市都市計画税条例の一部改正について

【目的】

地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)が令和2年3月31日に公布されたこと、及び新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、太田市市税条例及び太田市都市計画税条例について、所要の改正を行うものです。

【 概 要 】

I 太田市市税条例の一部改正

1 個人市民税

- (1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し関係
(第 24 条、第 34 条の 2、第 36 条の 2)
 - ① 全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するための改正
 - ア 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(前年の総所得金額等が 48 万円以下)を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」(控除額 30 万円)を適用する。
 - イ 上記以外の寡婦については、引き続き従前の控除額 26 万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても、寡夫と同様に所得制限(500 万円以下)を設定する。
 - ② 上記の見直しに伴う、個人住民税の人的非課税措置の改正
 - ア 現行の寡婦及び寡夫に対する個人住民税の人的非課税措置を見直し、ひとり親及び寡婦(ひとり親を除く)を対象とすることに改める。
 - イ ひとり親及び寡婦(ひとり親を除く)について、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする。
- (2) 長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例 (附則第 17 条)

所得税において一定の低未利用土地等の譲渡をした場合の長期譲渡所得の特別控除 100 万円(100 万円に満たない場合はその額)が創設されることに伴う地方税法附則第 34 条第 4 項の改正に伴い、規定を整備するものです。
- (3) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例 (附則第 17 条の 2)

地方税法附則第 34 条の 2 第 6 項の改正に伴い、規定を整備するものです。
- (4) 新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例 (附則第 25 条)

新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置により、中止等となったイベントのチケット等を購入していた個人が、主催者に対する払戻請求権を放棄した場合に、当該放棄した金額のうち 20 万円までの金額について、所得税において寄附金控除(所得控除又

は税額控除)を受けられる特例が新設されたことに伴い、個人住民税においても、所得税の寄附金控除の対象となる「新型コロナウイルス感染症特例法第5条第4項に規定する指定行事」のうち、市長が指定するものについて、住民の福祉の増進に寄与する寄附金とみなして税額控除を適用するものです。

(5) 新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例（附則第26条）

新型コロナウイルス感染症等の影響による住宅建設の遅延等への対応として、令和2年12月末までに入居できなかった場合でも、令和3年12月末までの間に住宅に入居する等の一定の要件を満たす場合には、控除期間が13年に延長された住宅借入金等特別税額控除を適用できることとするものです。

(6) 施行期日 令和3年1月1日

2 法人市民税

(1) 法人市民税の納税義務者等(第23条第3項)

地方税法第294条の改正に合わせて改正するもの及び第48条の改正による項ずれを反映するものです。

(2) 法人市民税の均等割の税率(第31条第2項、第3項)

地方税法第312条の改正に合わせて改正するもので、法人税法における連結納税の廃止により、通算法人ごとに申告等を行うこととすることに伴い、規定を整備するものです。

(3) 法人市民税の申告納付(第48条第1項～第16項)

引用する地方税法第321条の8及び第326条の改正に伴う項ずれを反映し、第9項については、個別帰属法人税額の廃止に伴い規定を削除するものです。これに伴い、第10項から第17項が1項ずつ繰り上げるものです。

(4) 法人市民税に係る不足税額の納付の手續(第50条第2項～第4項)

引用する地方税法第321条の12の改正に伴う項ずれを反映するものです。

(5) 法人市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金(第52条第4項～第6項)

地方税法第327条の改正に合わせて改正するもので、連結納税の廃止により、通算法人ごとに申告等を行うこととすることに伴い、規定を整備するものです。

(6) 施行期日 令和4年1月1日

3 市たばこ税

(1) たばこ税の課税標準(第94条)

重量比例課税が適用されている軽量な葉巻たばこ(1本当たりの重量が1g未満)について、紙巻たばこと同様の本数課税方式への見直しを段階的に実施するものです。

○葉巻たばこ課税方式の対応関係整理表

区 分		現 行	【第1段階】 令和2年10月1日	【第2段階】 令和3年10月1日
《参考》紙巻たばこ		本数課税	本数課税	本数課税
葉巻たばこ 1本当たりの 重量	0.7グラム未満	重量比例課税	本数課税 葉巻たばこ1本をもって、紙巻きたばこ0.7本に換算	本数課税 葉巻たばこ1本をもって、紙巻きたばこ1本に換算
	1グラム未満		重量比例課税	重量比例課税
	1グラム以上			

(2) 施行期日 第1段階:令和2年10月1日、第2段階:令和3年10月1日

4 固定資産税

- (1) 固定資産税の納税義務者等(第54条第2項、第4項、第6項～第8項)
引用する地方税法第343条の規定の整備に伴い、字句を整理するものです。
- (2) 固定資産税の納税義務者等(第54条第5項)
所有者不明土地等に係る固定資産税の課税
調査を尽くしても所有者が一人も明らかとならない資産について、法第343条第5項の新設に伴い、使用者を所有者とみなして固定資産税を課することができるようにするものです。
- (3) 現所有者の申告(第74条の3)
地方税法第384条の3の新設に伴い、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者に対して必要事項を申告させる規定を新設するものです。
- (4) 固定資産に係る不申告に関する過料(第75条)
引用する地方税法第386条の規定に伴い字句を整理するもの、及び第74条の3の規定による申告をしなかった場合についても過料を科すものです。
- (5) わがまち特例に係る特例率(附則第10条の2)
 - ① 再生可能エネルギー特別措置法に規定する一定の水力発電設備に係る課税標準の特例割合を4分の3と定めるものです。
 - ② 上記特例措置の新設に伴う項ずれを反映するものです。
 - ③ 中小企業が取得する先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例割合を零と定めるものです。(新型コロナウイルス感染症緊急経済対策)
- (6) 第2条中附則第10条及び附則第10条の2の改正は、新型コロナウイルス感染症対策に係る改正に伴う条ずれを反映するものです。
- (7) 施行期日
上記の(1)～(5) 公布の日
上記の(6) 令和3年1月1日

5 収納関係

- (1) 延滞金の割合等の特例(附則第3条の2第1項及び第2項)
 - ・ 引用する地方税法附則第3条の2の規定の整備に伴い、特例基準割合の名称を「延滞金特例基準割合」に改正するものです。(第1項の改正)
 - ・ 法人市民税の納期限の延長の適用を受けた場合の延滞金の割合は、各年の平均貸付割合に加算する1パーセントを0.5パーセントに引き下げるもの、及び地方税法附則第3条の2の2の改正に伴う字句の整備をするものです。(第2項の改正)
- (2) 納期限の延長に係る延滞金の特例(附則第4条)
地方税法附則第3条の2の2の改正に伴う字句の整備するものです。
- (3) 納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金(第19条)
地方税法第326条の改正に伴う項ずれを反映するものです。
- (4) 年当たりの割合の基礎となる日数(第20条)
条例第52条第4項の削除に伴い規定を整備するものです。
- (5) 施行期日
上記の(1)・(2) 令和3年1月1日施行
上記の(3)・(4) 令和4年4月1日施行

Ⅱ 太田市都市計画税条例の一部改正

1 都市計画税関係

- (1) 新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例(地方税法附則第61条)の新設に伴い、規定を整備するものです。
- (2) 第2条の改正は、新型コロナウイルス感染症対策に係る改正に伴う条ずれを反映するものです。

2 施行期日

上記の(1) 公布の日

上記の(2) 令和3年1月1日

Ⅲ その他

令和2年6月定例会に議案を提出します。

* 問い合わせ先	総務部 市民税課 諸税係	内線2391	ダイヤルイン47-1931
	資産税課 管理・償却資産係	内線2361	ダイヤルイン47-1933
	収 納 課 管理係	内線2378	ダイヤルイン47-1936

●内 容 【 1. 協議事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

文化スポーツ部長 氏名 長谷川 幸浩 内線3600

【表題】

太田市運動公園陸上競技場建設工事請負契約の変更について

【目的】

太田市運動公園陸上競技場建設工事請負契約について、次のとおり変更するため、議会上に上程するものです。

【概要】

- | | | |
|----|---------|--|
| 1 | 履 行 名 称 | 太田市運動公園陸上競技場建設工事 |
| 2 | 履 行 場 所 | 太田市飯塚町1059番1地内 |
| 3 | 当初契約締結日 | 令和元年6月20日 |
| 4 | 当初契約金額 | 1, 162, 620, 000円
(内消費税86, 120, 000円) |
| 5 | 履 行 期 間 | 令和元年6月21日から令和2年9月18日まで |
| 6 | 変更契約予定日 | 令和2年5月15日 |
| 7 | 変更契約金額 | 1, 198, 920, 000円
(内消費税89, 420, 000円) |
| 8 | 増 減 額 | 36, 300, 000円 (内消費税3, 300, 000円) |
| 9 | 契 約 方 法 | 随意契約 (設計・施工一貫プロポーザル方式) |
| 10 | 補 助 金 | 無・有 |
| 11 | 請 負 者 | 太田市浜町10番33号
石川建設株式会社 代表取締役 石川 雅之 |
| 12 | 工 事 内 容 | 建設工事 一式
トラック改修増設 2, 544㎡ |
| 13 | 変更契約理由 | 陸上競技場のトラック部分の改修工事において、陸上競技場公認に関する細則が改正されたことにより、公認を得るためには半円部分の舗装についても走路、助走路と同等の舗装材に改修する必要があるため、増額変更を行うものです。 |
| 14 | そ の 他 | 6月定例会に上程予定です。 |

【備考】

* 問い合わせ先 文化スポーツ部 スポーツ施設管理課 東部スポーツ施設係
45-8118 タイヤイン

●内 容 【 1.協議事項 】
○公 開 【 1.可 】
○公開時期【 2.委員会・委員会協議会後 】

福祉こども部長 氏名 荒木 清 内線2500

【表題】

太田市放課後児童クラブ条例の一部改正について

【目的】

放課後児童クラブの新設及び廃止に伴い条例の一部改正が必要になったため、太田市放課後児童クラブ条例の関係条文について、所要の改正を行うものです。

【概要】

1 主な改正内容

別表（第2条関係）の一部改正

- ・新設クラブの追加（3クラブ）

太田市立北の杜学園の開校及び太田市立藪塚本町南放課後児童クラブの利用児童の増加のため

名 称	位 置
太田市北の杜学園放課後児童クラブ	太田市熊野町 2 番 1 号
太田市北の杜学園第 2 放課後児童クラブ	太田市熊野町 2 番 1 号
太田市藪塚本町南第 2 放課後児童クラブ	太田市大原町 2 2 0 1 番地 1

・廃止クラブの削除（2クラブ）

太田市立太田東小学校及び太田市立葦川西小学校の廃止のため

名 称	位 置
太田市太田東小放課後児童クラブ	太田市東本町５３番２１号
太田市蕪川西小放課後児童クラブ	太田市安良岡町５１番地

2 施行期日

令和3年4月1日

(必要な準備行為については、施行前においても行うことができることを附則に規定する。)

3 その他

令和2年6月定例会に議案を提出します。

【備考】

* 問い合わせ先

福祉こども部 児童施設課 児童施設総務係 内線2592 タイヤリン47-1924

福祉こども部長 氏名 荒木 清 内線2500

福祉こども部 児童施設課 児童施設総務係 内線2592 ダイヤル47-1924

福祉こども部長 氏名 荒木 清 内線2500

福祉こども部 児童施設課 児童施設総務係 内線2592 タイヤイン47-1924

- 内 容 【 1. 協議事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

健康医療部長 氏名 岡島 善郎 内線3400

【 表 題 】

太田市国民健康保険条例の一部改正について

【 目 的 】

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金を支給するため、太田市国民健康保険条例の一部を改正するものです。

【 概 要 】

1. 概 要（附則第5項から第10項までを加える。）
 - （1）対象者及び支給要件等（第5項）
 - ・ 国民健康保険に加入者している被用者（会社等に勤めていて給与等の支払いを受けている方）が新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり感染が疑われた場合において、その療養のため労務に服することができなかつたときは、その労務に服することができなかつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給します。
 - （2）傷病手当金の額（第6項）
 - ・ 直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額に支給対象となる日数を乗じた金額になります。
 - ・ 1日当たりの支給額について、標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とします。
 - （3）支給期間（第7項）
 - ・ 支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとします。
 - （4）傷病手当金と給与等との調整（第8項、第9項及び第10項）
 - ・ 給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しません。ただし、その受けることができる給与等の額が、規定により算定された傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給します。
 - （5）適用期間（附則）
 - ・ 傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に属する場合に適用します。
2. 施行期日 公布の日
3. その他 令和2年6月定例会に議案を提出する予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 健康医療部 国民健康保険課 給付係 内線2562 47-1825 イルイン

●内 容 【 1. 協議事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期【 2. 委員会、委員会協議会后】

健康医療部長 氏名 岡島 善郎 内線3400

【 表 題 】

太田市国民健康保険税条例の一部改正について

【 目 的 】

1. 国民健康保険税の収監減免について、減免申請の時期の如何にかかわらず、事実発生時点まで遡及して減免することを可能とするものです。
2. 新型コロナウイルス感染症により世帯の主たる生計維持者が、死亡したり重篤になった場合やその影響により収入減になった場合の国民健康保険税の減免について規定するものです。

【 概 要 】

1. 改正内容

- (1) 刑事施設等に收容されている被保険者の定義（第30条第1項第3号の追加）

刑事施設等に收容されている被保険者については、在所期間中、公費により必要な医療保険の対応がなされ、国民健康保険法第59条の規定により保険給付が制限されているため、条例の定めるところにより、国民健康保険税の減免申請の提出を受け、減免を行うことができることから規定するものです。

- (2) 遡及減免を可能とする条文の追加（第30条の2の追加）

国民健康保険税の減免については、納期到来前の申請が必要になりますが、刑事施設等に收容されている場合、納期到来前の申請が困難であることが多いため、事実発生時点まで遡及して減免できる旨を規定します。

- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少等に係る国民健康保険税の減免規定の追加（附則第18項、19項の追加）

新型コロナウイルス感染症のり患により世帯の主たる生計維持者が、死亡したり重篤になった場合やその影響により収入減になった場合、国民健康保険税を減免することができます。減免対象となる国民健康保険税は、令和元年度及び令和2年度賦課分で、かつ令和2年2月1日から令和3年3月31日の間に納期限が設定されている税であるため、その期間について規定するものです。

2. 施行期日 公布の日

3. 適用区分 改正後の第30条及び第30条の2の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税の減免について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

4. その他 令和2年6月定例会に議案を提出する予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 健康医療部 国民健康保険課 保険係 内線2565 47-1825ダイヤルイン

●内 容 【 1. 協議事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

健康医療部長 氏名 岡島 善郎 内線3400

【表題】

太田市介護保険条例の一部改正について

【目的】

介護保険法施行令の一部改正により、低所得者の保険料強化に係る減額幅が示され、令和2年度分の保険料から適用されることから条例の一部を改正するものです。

【概要】

- 1 改正内容 太田市介護保険料率第1段階から12段階のうち、市民税世帯非課税にあたる第1段階から第3段階の保険料率を次の表のとおり改めるものです。

※ 太田市の保険料基準額 第5段階：68,400円

保険料段階	改正後	現行
第1段階	20,500円 (0.3)	25,600円 (0.375)
第2段階	34,200円 (0.5)	42,700円 (0.625)
第3段階	47,800円 (0.7)	49,500円 (0.725)

【参考】国が示す保険料基準額に対する割合

保険料段階	改正後	現行
第 1 段階	0. 3	0. 3 7 5
第 2 段階	0. 5	0. 6 2 5
第 3 段階	0. 7	0. 7 2 5

- 2 施行日 公布の日から施行し、改正後の第8条の規定は、令和2年4月1日から適用します。
- 3 その他 令和2年6月定例会に議案提出する予定です。

【備考】

* 問い合わせ先 健康医療部 介護サービス課 介護サービス係 内線2551 47-1939ﾀﾞｲヤルｲﾝ

●內 容 【 1. 協議事項 】

○公 開 【 1.可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

産業環境部長 氏名 久保田 均 内線 (TEL) 2600

【表題】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【目的】

太田市北部運動公園で発生した遊具事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【概要】

1 遊具事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和2年3月9日	570,500円 (570,500円)	10割	○概要 平成30年5月5日、太田市北部運動公園で開催中のおおた芝桜まつり会場に設置されたスライダー型エア―遊具内で、被害児童が転倒し、右前腕を骨折したものです。
2	令和2年3月9日	232,600円 (232,600円)	10割	○概要（付添いのための休業損害） 1に同じ

2 本件に関し、市と相手方との間には、上記に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認しました。

3 損害賠償表の支払いについては、全国市長会市民総合賠償補償保険にて対応しました。

4 地方自治法第180条第2項の規定により、令和2年5月委員会協議会あて報告します。

【備考】

* 問い合わせ先 産業環境部 商業観光課 観光係 内線2634 47-1833ﾀﾞｲヤル

- 内 容 【 1. 協議事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会後 】

行政事業部長 氏名 城代 秀一 (TEL) 0277-78-2842

【表題】

太田市公園条例の一部改正について

【目的】

老朽化している太田市運動公園施設を改修するに伴い、太田市運動公園の建築面積の基準の特例及び運動施設に関する制限について、所要の改正を行うものです。

【概要】

1 公園施設の建築面積の基準の特例の一部改正

	現行	改正案
建築面積の限度	１００分の１０	１００分の２０

2 運動施設に関する制限の一部改正

	現行	改正案
運動施設に関する制限	１００分の５０	１００分の５５

3 施行日 公布日

4 その他 令和2年6月定例会に議案提出する予定です。

【備考】

* 問い合わせ先 行政事業部 花と緑の課 維持管理係 外線 32-6599 ダイヤルイン

●内 容 【 1. 協議事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

行政事業部長 氏名 城代 秀一 電話0277-78-2842

【表題】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【目的】

九合6号公園において発生した除草作業中の事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【概要】

1 除草作業中の事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	概 要
1	令和2年5月11日	190,084円 (190,084円)	10割	令和2年4月27日、九合6号公園において、職員が乗用草刈機を使用して除草作業をしていたところ、飛び石により南側道路に駐車していた乗用車の左リアドアガラスが損壊したことにより、当該乗用車の所有者である相手方に損害を与えたもの。

2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認しました。

3 損害賠償の支払い 全国市長会市民総合賠償補償保険にて対応しました。

4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和2年5月26日委員会協議会あてに報告します。

【備考】

* 問い合わせ先 行政事業部花と緑の課 計画建設係 電話32-6599

●内 容 【 1. 協議事項 】

○公 開 【 1. 可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

教育部長 氏名 春山 裕 (TEL) 20-7081

【 表 題 】 財産の取得について

【 目 的 】 (仮称) 太田市立北中学校区義務教育学校校舎建設に伴い、調理機器を整備するものです。

【 概 要 】

- 1 取得財産 給食室調理機器一式
 2 取得方法 指名競争入札
 3 取得予定価格 34, 100, 000円(消費税込み)
 4 契約の相手方 群馬県高崎市和田多中町13番地1
 株式会社中西製作所群馬営業所 所長 藤原 崇史

5 購入予定機器 (単位: 台)

品 名	数量	品 名	数量
二槽シンク	2	食器食缶洗浄機	1
三槽シンク	3	フライヤー兼用ガス煮炊釜	1
水切付一槽シンク	2	ガス回転釜	4
モービルシンク	2	スチームコンベクションオーブン	1
野菜裁断機	1	移動式秤置台	1
野菜裁断機受槽	1	デジタル台秤	1
ピーラー	1	デジタル式上皿自動はかり	1
パススルー冷凍庫	2	パススルー戸棚	1
パススルー冷蔵庫	3	パン箱・ご飯箱棚	1
牛乳保冷库	3	スーパーエレクターシェルフ	2
器具消毒保管機	1	ラックインカート	2
消毒保管機	8	作業台	4
包丁まな板消毒保管機	2	移動台	1
衣類殺菌保管機	3	掃除用具ロッカー	5

- 6 入札指名業者 日本調理機(株)(辞退) 関東調理機械(株)(辞退) (株)中西製作所
 (9者) ホシザキ北関東(株)(予定価格超過) (株)マルゼン(無効)
 タニコー(株) (株)フジマック(辞退) (有)坂東厨房(失格)
 (有)三協厨房(辞退)

- 7 その他 本契約を締結するため、6月議会定例会に提案する予定です。

【 備 考 】

* 問合せ先 教育部学校施設管理課施設整備係 内線123 20-7081 ダイヤル

●内 容 【 1.協議事項 】
○公 開 【 1.可 】
○公開時期【 2.委員会・委員会協議会後 】

教育部長 氏名 春山 裕 内線 (TEL) 213

【表題】

財産の無償譲渡について

【目的】

令和2年3月31日をもって、太田市東毛林間学校が廃止されたことに伴い、当該施設のうち艇庫として使用された建物を無償で譲渡したいので、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第96条第6号及び第237条第2項の規定に基づいて太田市議会に議案を提出するものです。

【概要】

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 建 物 の 名 称 | 旧太田市東毛林間学校 艇庫棟 |
| 2 | 建 物 の 所 在 地 | 前橋市富士見町赤城山1番地1 |
| 3 | 構造及び延床面積 | 鉄骨造平屋建て 180㎡ |
| 4 | 譲 渡 の 相 手 方 | 前橋市富士見町赤城山8番地
赤城大沼漁業協同組合
代表理事 青木 泰孝 |
| 5 | 譲 渡 の 期 日 | 令和2年7月31日 |
| 6 | そ の 他 | 令和2年6月定例会に議案提出予定 |

【備考】

* 問い合わせ先 教育部青少年課 指導係 内線 131 20-7082ダイヤル

- 内 容 【 1. 協議事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会後 】

教育部長 氏名 春山 裕 (TEL) 20-7073

【表題】

太田市いじめ問題専門委員会条例の一部改正について

【目的】

いじめ防止対策推進法の規定に基づき、太田市いじめ問題専門委員会及び太田市いじめ再調査委員会の設置に関し、本条例の関係条文について、所要の改正を行うものです。

【概要】

1 改正内容

- ・題名を「太田市いじめ問題専門委員会及び太田市いじめ再調査委員会条例」に改める。
- ・目次及び章名を追加する

第1章 太田市いじめ問題専門委員会（第1条—第10条）

第2章 太田市いじめ再調査委員会（第11条—第17条）

- ・第2条に次の1号を加える。

(3) 前号に掲げるもののほか、市立学校に在籍する児童等の生命又は心身に重大な被害が生じた事案であって、学校生活に起因する疑いがあるもののうち、教育委員会が必要と認めるものについて事実関係の調査審議を行うこと。

- ・第2章 太田市いじめ再調査委員会（第11条―第17条）を新設する。

第 11 条 市長は、法第 30 条第 1 項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、同条第 2 項の規定に基づき、市長の附属機関として太田市いじめ再調査委員会を置くことができる。

* このほか、本条例の改正に併せて、改正条例の附則において、関係課が所管する以下の条例について、所要の整備を行う。

太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

2 施行日

令和2年7月1日

3 その他

令和2年6月定例会に議案提出予定

【備考】

* 問い合わせ先 教育部 学校教育課 指導係 外線20-7084

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後】

太田市事務分掌条例の一部改正について

令和2年度組織改正に伴い、部等の分掌する事務について定めた太田市事務分掌条例の一部を改めるものです。

(1) 第2条（事務の分掌）

現行	改正後
総務部 防災及び防犯に関する事項	総務部 防災に関する事項
市民生活部 —	市民生活部 防犯に関する事項

令和2年4月1日

6月定例会に提案予定

問い合わせ先 企画部 企画政策課 企画政策係 内線2293 47-1892ダイヤル

- 内 容 【 2. 連絡事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期 【 1. 庁議後 】

企画部長 氏名 栗原 直樹 内線 (TEL) 2200

【表題】

広報おおた発行回数の縮減（月2回）について

【目的】

コロナウイルス感染症の拡大により市内経済への悪影響が不可避の状況となっています。今後、市税収入の減収が予測されることから、市民サービスの維持に配慮しながら、コスト削減の一環として実施するものです。

【概要】

1. 発行計画

	新（令和2年6月～）	旧
発行日	毎月1・15日	毎月1・10・20日
平均ページ数	約12ページ（目標）	約8ページ

2. 縮減のメリット・デメリット

(1) メリット

- ・コスト削減 約500万円（折込料および印刷費の各削減額の合計）
 ※今年度事業費5,329万4,366円（税込・折込料および印刷費の合計額）
 ・環境への配慮 紙資源の減量（年間約2.3t）、配送時のCO2排出量の削減

(2) デメリット

市民への情報提供の遅延

→市HPやTwitter、スマートフォンアプリ「マチイロ」を駆使し、クロスメディア（様々な媒体）で情報を発信することにより市民サービス低下を防ぎます。

3. その他

ページ数に限りがあるため、掲載記事については、対象者に個別に通知を送しているものは簡略的なお知らせに留めるなど、各部局において十分に精査してください。

また、簡易で明確な文章でお知らせすることで、共感と理解が得られ、苦情や問い合わせの減少に繋がります。市役所全体での広報力向上にご協力ください（別添「伝わる広報文章術」参照）。

【備考】

* 問い合わせ先 企画部 広報課 広報係 内線 2252 47-1812^タヤルイン

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

令和元年度相談業務等の実績報告について

市民そうだん課における令和元年度の相談業務及び陳情について、その結果を報告するものです。

(单位:件)

名 称	件 数		
	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和元年度
無 料 法 律 相 談	6 4 7	6 8 1	6 0 5
市 民 相 談	9 4 5	8 4 2	5 4 7
手紙・電子メール	4 1 5	5 0 3	5 4 7
陳 情	4 6	3 0	4 4
合 計	2, 0 5 3	2, 0 5 6	1, 7 4 3

相談件数は、前年度に比べて全体的には減少傾向にあります。市民相談については、毎年減少傾向にありますが、特に令和元年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止による来庁者の減少や、専門の相談窓口が設置されたこと等により件数の減少につながったものと思われます。

令和元年度の項目別では、

- ①無料法律相談については、相談件数が多いのは、相続、離婚、土地・建物の順になっています。
- ②市民相談については、家庭、近隣、金銭の割合が多くなっています。
- ③手紙・電子メールについては、こども・教育、道路・都市整備、公共交通、新型コロナウイルス対応等の多岐にわたる要望がありました。
- ④陳情については、公園整備、一般土木の割合が依然として多い状況にあります。

* 問い合わせ先 市民生活部 市民そうだん課 市民そうだん係 内線 2 4 4 4

47-1897ダイヤルイン

●内 容 【 2. 連絡事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 氏名 石坂 之敏 内線 (TEL) 2400

【表題】

令和元年度太田市消費生活センター相談実績報告について

【目的】

太田市消費生活センターの今後の啓発活動や相談業務に活用する目的で、令和元年度の相談内訳と相談概要について集計・分析しましたので、その結果を報告するものです。

【概要】

- 1 年度別相談件数・・・平成30年度は、1,859件、令和元年度は、1,709件
前年度比で150件減少しました。
相談は商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せ
であり、相談内容は複雑化、巧妙化してきています。
- 2 主な相談内訳・・・商品一般（商品の特定ができない相談、架空請求等）494件、
放送・コンテンツ等（インターネット利用による有料サイト等の
相談）159件、インターネット通信サービス（光回線契約等の
相談）88件です。
- 3 相談概要・・・（1）性別では、男性40.3%、女性57.3%、団体等2.4%
でした。
（2）年齢別では、年齢が上がるに従い相談件数も増加し、60歳
以上の相談件数は依然として多く、相談件数全体の43.2
%を占めています。
（3）職業別では、給与生活者33.4%、家事従事者20.6%、
無職19.3%の順で多く、契約購入金額の合計は、約4億
8千9百万円となり、昨年度比で7.2%の減となりました。

【備考】

問い合わせ先 市民生活部 市民そうだん課 消費生活センター
内線 2448 30-2228 ダイヤルイン

●内 容 【 2. 連絡事項 】

○公 開 【 1. 可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 氏名 石坂 之敏 内線 2400

【 表 題 】

令和元年度ふるさと納税の受領状況について

【 目 的 】

令和元年度のふるさと納税の全受領状況及び「にいたやま教育応援分」を報告するものです。

【 概 要 】

1. 件数及び受領金額

令和元年度 795件 65,126,100円（前年比31%増）
（うち市内 43件 3,333,100円）

〈参考〉過年度の実績

平成30年度 570件 49,700,000円
平成29年度 671件 49,978,932円
平成28年度 4,287件 91,856,444円

2. 〈1. の内訳〉「にいたやま教育応援分」に係る件数及び受領金額

令和元年度 74件 51,368,100円
（うち市内 40件 1,273,100円）

〈寄附者の応援希望先〉

市内公立小・中学校及び特別支援学校 21件 1,483,000円

内訳

校名	寄付件数	寄付金額（円）
太田小学校	3	78,000
菰川小学校	1	10,000
南小学校	1	10,000
休泊小学校	2	25,000
宝泉小学校	1	50,000
毛里田小学校	1	30,000
旭小学校	1	10,000
城西小学校	1	10,000
尾島小学校	1	20,000

木崎小学校	1	10, 000
生品小学校	1	30, 000
藪塚本町小学校	1	1, 000, 000
東中学校	1	50, 000
城西中学校	1	50, 000
木崎中学校	1	10, 000
生品中学校	1	30, 000
太田中学校	2	60, 000
合 計	2 1	1, 483, 000

市立太田高等学校	1 2 件	1 1, 1 4 0, 0 0 0 円
常磐高等学校	4 件	1 3 0, 0 0 0 円
ぐんま国際アカデミー（G K A）	3 7 件	3 8, 6 1 5, 1 0 0 円

【 備 考 】

* 問い合わせ先 市民生活部 地域総務課 地域コミュニティ係 内線3611、3612
4 7 - 1 9 2 3 ダイヤル

- 福祉こども部長 氏名 荒木 清 内線 (TEL) 2500

* 問い合わせ先 福祉こども部 こども課 子育て相談係 内線3142 47-1911ダイヤルイン

●内 容 【 2. 連絡事項 】

○公 開 【 1. 可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

福祉こども部長 氏名 荒木 清 内線 2500

【 表 題 】

令和元年度「社会福祉法人に対する一般監査」及び「介護サービス事業者に対する実地指導」の実施結果の概要について

【 目 的 】

社会福祉法人に対する一般監査（根拠：社会福祉法第56条第1項）及び介護サービス事業者に対する実地指導（根拠：介護保険法第23条）について、令和元年度における実施結果の概要を報告するものです。

【 概 要 】

1 か所当たり原則3年に1回の頻度で、事業所等に赴いて実施。指摘区分は次の2段階。

- ・ 文書指摘：法令又は通知等の違反で、改善報告を要するもの
- ・ 口頭指摘：法令又は通知等の軽微な違反、又は上記の文書指摘に該当しない違反

1 社会福祉法人に対する一般監査の結果（実施数・指摘数）

小数点第二位以下四捨五入

年度	対象数 * 年度末現在	実施数	文書指摘数 (法人あたり平均)	口頭指摘数 (法人あたり平均)	合計 (法人あたり平均)
令和元年度	52法人	20法人	65件 (3.3件)	123件 (6.2件)	188件 (9.4件)
〈参考〉 平成30年度	52法人	19法人	76件 (4.0件)	146件 (7.7件)	222件 (11.7件)

2 介護サービス事業者に対する実地指導の結果（実施数・指摘数）

(1) 指定地域密着型（介護予防）サービス事業者

小数点第二位以下四捨五入

年度	対象数 * 年度末現在	実施数	文書指摘数 (事業者あたり平均)	口頭指摘数 (事業者あたり平均)	合計 (事業者あたり平均)
令和元年度	89事業者	24事業者	37件 (1.5件)	84件 (3.5件)	121件 (5.0件)
〈参考〉 平成30年度	90事業者	24事業者	38件 (1.6件)	56件 (2.3件)	94件 (3.9件)

(2) 指定居宅介護支援事業者

小数点第二位以下四捨五入

年度	対象数 * 年度末現在	実施数	文書指摘数 (事業者あたり平均)	口頭指摘数 (事業者あたり平均)	合計 (事業者あたり平均)
令和元年度	62事業者	22事業者	22件 (1.0件)	28件 (1.3件)	50件 (2.3件)
〈参考〉 平成30年度	64事業者	20事業者	28件 (1.4件)	25件 (1.3件)	53件 (2.7件)

【 備 考 】 問い合わせ先 福祉こども部 社会福祉法人監査室 監査指導係
内線2531 47-3363 (ダイヤル)

●内 容 【 2. 連絡事項 】

○公 開 【 1. 可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 越塚 信夫 内線 (TEL) 2800

【 表 題 】

太田市都市計画道路（幹線街路）の見直し案の公表について

【 目 的 】

本市の未整備の都市計画道路（幹線街路）については、社会経済情勢の変化等に合わせて必要性の見直しを行ってきましたが、令和元年度に実施した意見公募手続及びパネル展示・説明など、市民からの意見聴取の結果を踏まえ、このたび太田市都市計画道路（幹線街路）の見直し案がまとまりましたので公表するものです。

【 概 要 】

1 太田市都市計画道路（幹線街路）の見直し案 別紙のとおり

2 検証結果 （見直し対象路線：幹線街路69路線中、50路線（69区間））

種別	区間数	見直しの方向	備考
存続候補	51		
変更候補	1	① 幅員の変更	各路線ごとに変更案を検討し、その後、都市計画変更手続へ移行
	1	② ルートの変更	
	7	③ 区画整理事業と調整	
廃止候補	7	④ 廃止	都市計画手続（廃止）へ移行
	2	⑤ 部分廃止	
合計	69		

3 公表日

令和2年6月15日（予定）

4 今後の予定

見直し案に基づき、変更候補路線については変更案を検討、廃止候補路線については都市計画変更手続を、群馬県関係機関との協議や地権者をはじめとする地元住民の意見を聴取しながら、路線ごとに変更及び廃止の都市計画変更手続を順次行います。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 都市政策部 都市計画課 都市計画係 内線2811 47-1839ダイヤルイン

●内 容 【 2. 連絡事項 】

○公 開 【 1.可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

都市政策部長 氏名 越塚 信夫 内線 (TEL) 2800

【表題】

太田市景観審議会委員（市民）の公募について

【目的】

太田市景観審議会委員の任期が令和２年９月３０日で満了となることから、市民公募による委員を新たに募集するものです。

【概要】

1. 募集人数 5人
2. 委員の任期 委嘱した日から2年間
3. 応募資格 次の条件をすべて満たす方
 - (1) 太田市内に在住または在勤・在学で、満20歳以上の方
 - (2) 本市の景観や屋外広告物について日頃から関心をお持ちで、今後の景観づくりについて、意見や提言をいただける方
 - (3) 年に2回～4回程度開催する審議会に出席いただける方
※ 審議会は平日の昼間に開催
 - (4) 国もしくは地方公共団体の議員または常勤の職員でない方
 - (5) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方
4. 報酬 市の条例による報酬を支給
5. 応募方法 都市計画課窓口で配布または市ホームページからダウンロードした応募用紙に必要事項を記入し、都市計画課へ持参するか、郵送、ファックス、電子メールのいずれかで提出
※専門知識が無くても参加できる審議会ということをPRして募集する
6. 募集期間 令和2年7月1日(水)～7月31日(金)まで (締め切り日必着)
7. 選考方法 応募用紙により書類選考し、結果を応募者に通知

※景観審議会委員構成 15名（学識経験者4名、各種団体推薦6名、市民公募5名）

【備考】

* 問い合わせ先 都市政策部 都市計画課 景観係 内線2815 47-1839 ダイヤルイン

●内 容 【 2. 連絡事項 】

○公 開 【 1.可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

都市政策部長 氏名 越塚 信夫 内線 (TEL) 2800

【表題】

令和元年度太田市住宅リフォーム支援事業完了の報告について

【目的】

市内施工業者を利用して自宅をリフォームする市民に対し、経済対策の一環として、太田市住宅リフォーム支援事業補助金（太田市金券）を交付することにより、市民の居住環境向上及び市内の経済活性化を図ることを目的として制定された令和元年度の「太田市住宅リフォーム支援事業」の全てが完了しましたので、事業の実績を報告するものです。

【概要】

- | | |
|--------------|--|
| 1. 補助件数 | 609件（申請件数 625件、うち工事中止等件数16件） |
| 2. 申請期間 | 令和元年6月17日から令和元年7月5日 |
| 3. 工事期間 | 令和2年2月28日までに完了したもの |
| 4. 補助金額 | 97,181千円 |
| 5. 補助対象(工事)額 | 540,199千円 |
| 6. 対象工事種別 | ①内装工事 ②水回り工事 ③塗装工事 ④建具工事 ⑤外壁工事
⑥屋根工事 ⑦畳工事 ⑧電気設備工事 |

※対象工事種別は多い順で、一申請につき工事内容の重複有り

【備考】

* 問い合わせ先

都市政策部 建築住宅課 建築係 内線2757 47-1894 ダイヤルイン

- 内 容 【 2.連絡事項 】
○公 開 【 1.可 】
○公開時期 【 2.委員会・委員会協議会後 】

行政事業部長 氏名 城代 秀一 (TEL) 0277-78-2842

【表題】

おた渡良瀬産業団地の随時分譲予約契約状況等について

【目的】

本市の新たな産業拠点として造成中のおおた渡良瀬産業団地について、早期分譲を図るため随時募集を行い、企業誘致選定委員会において企業が選定されたことにより、事業主体である太田市土地開発公社と企業との間で土地分譲予約契約（一部予定）及び契約解除合意書の締結をしましたので報告するものです。

【概要】

1 分譲予約契約状況

区画	選定企業	操業内容	予約面積	分譲単価
H-4	(株)ファーストレイト	倉庫	3,500㎡	24,200円/㎡
Y-10-1	(株)カラーズ	撮影施設	2,000㎡	21,200円/㎡
Y-10-2	(株)大雄建設	倉庫	1,500㎡	10,600円/㎡

※ 予約面積については概算であり、造成完了後の確定測量により決定します。

2 分譲予約契約の契約解除合意

(1) 分譲予約契約解除区画

区画	企業名	操業内容	予約面積	分譲単価
Y-1	清国産業(株)	金属製品の製造	38,400m ²	24,200円/m ²

(2) 契約解除合意書締結日 令和2年3月19日

3 今後の予定

造成が完了次第、土地売買契約(本契約)を締結し、引渡しの予定です。

なお、契約解除の区画取り扱いについては、十分な検討のうえ、対応いたします。

【備考】

* 問い合わせ先 行政事業部 用地管理課 管理係 0277-78-2842(ダイヤル)

- 内 容 【 2. 連絡事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

教育部長 氏名 春山 裕 (TEL) 20-7080

【表題】

令和2年度太田市教育行政方針について

【目的】

第2次太田市総合計画に掲げる「教育文化の向上」を推進するため、高い知性、豊かな情操と徳性、優れた創造性とたくましい意志を備えた、心身ともに健康で規律ある人間の育成を目指し諸施策の展開を図るものです。

【概要】

5つの基本施策を掲げ、具体的な取り組みを推進します。

1. 開かれた教育行政の推進
2. 青少年の健全育成
3. 教育環境の整備
4. 学校教育の充実
5. 文化財行政の推進

令和2年度太田市教育行政方針は、別添のとおり

【備考】